

人 獣 共 通 感 染 症 に つ い て 考 え る

砂原和文[†]（日本獣医師会副会長・秋田県獣医師会会長）



1 人獣共通感染症とは

人獣共通感染症（zoonosis）：動物から人に感染する病気の総称であり，世界保健機関（WHO）では，ズーノーシスを脊椎動物と人の間で自然に移行する全ての病気または感染（野生動物では病気にならない場合もある）と定義している。

感染している動物と直接接触するか排泄物などを介して感染する。

2 伝播様式による分類

狂犬病，結核，ブルセラ症などの脊椎動物間で伝播が成立し，感染動物から直接あるいは媒介動物を介して感染するダイレクトズーノーシス。アニサキス症，エキノコックス症などの病原体の感染環成立のために複数の脊椎動物を必要とするサイクロズーノーシス。

アルボウイルス感染症，日本住血吸虫症などの脊椎動物，無脊椎動物間で感染環が成立するメタズーノーシス。アスペルギルス症，クリプトコックス症などの病原体が発育・増殖の場として，有機物・植物・土壌などの動物以外の環境を必要とするサプロズーノーシス。

肝蛭症，ダニ麻痺症などの上記の4つの型が組み合わされた混合型の5つに分類される。

3 秋田県での人獣共通感染症の取り組み

本県における人獣共通感染症に対する取り組みは，1979年県内獣医師の有志で「人と動物間における微生物の相互感染（症）に関する懇話会（人畜共通感染症懇話会）」を立ち上げたことがきっかけである。本年までの34年間医学と獣医学の接点にある感染症をタイムリーに取り上げて論議してきたが本年からは，県獣医師会が公益社団法人として人獣共通感染症に関する活動を事業化して，より活発で創造性に富んだ若い獣医師の力を期待することから県獣医師会の部会として活動することとした。

4 人獣共通感染症が問題となるどころ

自然環境の変化から野生動物と人が接する機会が増えたこと，様々な動物をペットとして輸入し飼育するようになったことから，知られなかった病原体が出現し免疫を持たない我々社会に新興感染症として大流行する危険性がある。このことは，2003年に中国で発生した重症急性呼吸器症候群（SARS）や現在中東で発生している中東呼吸器症候群（MERS）が，問題を提起している。また一方，狂犬病ウイルスなどでいわれる予防・根絶の難しさである。狂犬病ウイルスなどは，全てのほ乳類に感染するため，ほ乳類全てにワクチネーションすることは不可能であり，予期せぬ接触により感染する危険性がある。

5 現状と今後の課題について

現在我が国においてSARSについて人側では，国内に，SARS患者が出た場合の対応マニュアルも作成され実地訓練も実施されている。現在は，人獣共通感染症であること，SARSコロナウイルスの発生源であったキクガシラコウモリのことには触れず人から人への感染がクローズアップされているが，なぜSARSコロナウイルスが動物の中で人への病原性を持ち得たのかの研究も次のステージを見据えたとき進めていくべきだと考える。

さて，次に狂犬病に目を向けてみると，毎年世界中で約5万人の死者を出している。日本では，人獣共通感染症であることなどから，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づく第4類感染症に指定されており，また，犬には狂犬病予防法が適用されるほか，政令により猫，アライグマ，キツネ，スカンクにも適用となる。牛や豚などの家畜等の狂犬病については家畜伝染病予防法の適用を受けることとなる。1950年の狂犬病予防法施行による飼い犬の登録とワクチン接種の義務化，徹底した野犬の駆除によって1956年以来，犬，人，共に狂犬病の発生はないものの犬による咬傷事故が届出だけで毎年6千件以上報告されている。このような中で，犬への狂犬病ワクチンの接種率は近年低下しており，厚生労働省の調査によると2011年度の登録頭数は，約685万頭で接種率は72.8%

[†] 連絡責任者：砂原和文（日本獣医師会）

〒107-0062 港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

☎03-3475-1601 FAX 03-3475-1604

E-mail : info@nichiju.lin.gr.jp

だがペットフード工業会の全国調査では犬の飼育頭数は1,193万6千頭で未登録も含めた予防注射実施率は41.8%と流行を防ぐために必要なWHOガイドラインの70%を大きく下回っている。愛玩動物の輸入が増加する近年、狂犬病はもちろん他の人獣共通感染症も日本に持ち込まれる可能性があるし、海外では、狂犬病で実際に事故が起きている。厚生労働省は、輸入動物を原因とする人獣共通感染症の発生を防止するため2005年から

「動物の輸入届出制度」を導入したが、ロシア船から不法上陸した犬が確認され危険視されている。ペットが多様化する中、狂犬病予防法で犬以外のペットへの予防注射が義務化されていないことから法の再考が必要ではないかと考える。また、台湾での狂犬病発生を踏まえ再侵入監視上野生動物等の抗体保有状況調査を実施すべきと考える。